

## 学校生活

### (1) 規律について

- ・授業や考査を妨害するなど、他の生徒の迷惑になるような行為は絶対に許されません。このような場合は特別指導の対象となります。
- ・授業中の携帯電話・スマートフォン・ゲーム機・音楽プレーヤー等の使用、及び飲食は禁止です。
- ・暴力行為、威嚇、過度の口論などは、理由を問わず、特別指導の対象となります。
- ・原付・バイク・自動車の無免許運転は特別指導の対象となります。
- ・部外者を学校に連れ込むと特別指導の対象となります。（不審者として関係機関に通報します。）
- ・指導拒否・器物破損(実費弁済含む)は特別指導の対象となります。
- ・シンナーや薬物等の所持、使用は特別指導の対象になり、すぐに関係機関へ通報します。

### (2) 喫煙・飲酒について

- ・本校では敷地内全面禁煙を実施しています。保護者の方もご協力ください。
- ・未成年生徒の喫煙行為(※1)及び喫煙具所持(※2)は、いどこであっても特別指導の対象となります。
- ・成人生徒の敷地内での喫煙行為(※1)も特別指導の対象となります。
- ・校内での飲酒、アルコール類(ノンアルコール飲料も含む)の校内への持込み、飲酒をしてからの登校、未成年生徒の校外での飲酒は特別指導の対象となります。
- ※1 喫煙行為とはタバコの喫煙以外にも、電子タバコ、噛みタバコ、無煙タバコなどのタバコ類似品の使用も含まれます。
- ※2 喫煙具とはタバコ以外にも、電子タバコ、噛みタバコ、無煙タバコなどのタバコ類似品やマッチ、ライター等も含まれます。

### (3) 通学方法について

- ・単車(バイク)での通学は許可制です。担任を通じて、生徒指導の担当者まで申し出て、仮の許可をされた者は必ずバイク安全講習会に参加し、バイク通学規則を遵守しなければなりません。
- ・無許可での単車(バイク)通学は、特別指導の対象となり、以後の単車(バイク)通学を許可しません。
- ・自転車及び許可された単車(バイク)で通学する場合は交通規則を守り、事故防止に努め、校内では決められた場所にきちんと並べて、必ず鍵をかけておいてください。バイク・原付のヘルメットは各自で管理してください。
- ・校内での単車(バイク)の走行は、特別指導の対象となります。
- ・無免許運転、原付の2人乗り、一方通行逆走などの道路交通法違反は特別指導の対象となります。
- ・自動車での通学は認めません。（身体上の理由がある者は担任に相談してください。）

### (4) 部活動について

- ・部活動の活動日、活動時間は原則として水曜日と金曜日の週2日、午後10時00分までとし、10時15分に完全下校となります。
- ・考査期間中及び考査1週間前の期間は原則クラブ活動ができません。ただし、考査最終日が活動日の場合は、すべての考査が終了した後に活動ができます。
- ・休業日に活動する場合は顧問を通して准校長の承認を得た場合に限り、活動することができます。
- ・生徒会のルールを守らない部活動は活動停止になることがあります。

- ・クラブ・同好会の入部は顧問を通して届け出てください。
- ・現在活動している部、同好会は次の通りです。  
男子バスケットボール・女子バスケットボール・バドミントン・サッカー・軟式野球・陸上・卓球・華道・演劇・軽音楽・美術・文芸

#### (5) その他

- ・金銭・貴重品など、不必要なものは学校に持ってきてはいけません。
- ・友人などと金銭の貸借をしないようにしてください。
- ・登下校時にタムロや不法駐輪等をして、近隣の方々に迷惑となる行為をしてはいけません。
- ・放課後、許可のない生徒は安全のため、すみやかに下校してください。
- ・落し物・紛失があったときは、担任または生徒指導の担当者まで連絡してください。
- ・校内で、公用物品を破損したときは、原則として弁償していただきます。
- ・特別指導をおこなう際は、保護者の方にもご協力願います。
- ・出身中学校等との連携を行っています。